

労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの在り方に関する検討会開催要綱

1 趣旨・目的

現行、事業場における労働者の心身の状態に関する情報（以下「健康情報」という。）の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の法令に基づくほか、雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項（平成 29 年 5 月 29 日付け個情第 752 号、基発 0529 第 6 号）等により示されているところである。

そのような中、平成 28 年 12 月にまとめられた「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会報告書」において、健康診断の結果のうち既往歴等の調査については、「特に機微な健康情報の調査であることから、これらの情報の取扱い等については、別途、各業種、企業での取扱いの現状と課題の把握、検討等を行い対応することが必要である」とされた。

また、平成 29 年 3 月に安倍内閣総理大臣を議長とする働き方改革実現会議において決定された「働き方改革実行計画」を踏まえ、平成 29 年 6 月に労働政策審議会において「働き方改革実行計画を踏まえた産業医・産業保健機能の強化について」が建議されたが、同建議においては、健康情報の事業場内での取扱いルールを明確化、適正化について、「労働者が雇用管理において労働者の不利益な取扱いにつながる不安なく安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにするとともに、事業者が必要な情報を取得して労働者の健康確保措置を十全に行えるようにするため、適切な取扱いが必要である。」とされた。

これらの経緯を踏まえ、事業場における労働者の健康情報の取扱いについて、現状と課題を把握しつつ、事業者が行う措置の具体的な内容について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 健康情報の事業場内での取扱いルールに関すること
- (2) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長が別紙の専門家の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の有識者を参集できるものとする。
- (4) 本検討会では、必要に応じ、関係者からヒアリングを行うことができるものとする。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室が行うものとする。